

平成25年度中小企業関係施策に関する意見・要望
－中小企業と地域の成長のために、「いま」取り組むべきこと－

平成24年7月19日
日本商工会議所

<目次>

[基本的な考え方] 1

I. 中小企業の成長を支援する戦略的な施策の展開を

1. 外需を取り込み成長するための海外展開支援の抜本的強化を 2

- (1) 中小企業の海外展開に係る相談・支援体制の強化を
- (2) ODAを活用した中小企業の海外展開支援の推進を
- (3) 中小企業向け海外進出のためのF/S（事業の実行可能性調査）支援の拡充を
- (4) 海外の見本市・展示会への出展に係る支援の拡充を
- (5) 進出先での資金調達・金融支援の充実を
- (6) 知的財産権等の保護・強化に向け「偽造品の取引防止に関する協定」（ACTA）の早期発効・参加促進を

2. 企業の成長に応じた段階的な支援措置を 3

- (1) 起業の推進を
 - ①起業支援体制の拡充
 - ②起業時の資金繰り改善に資する金融・税制等による支援の拡充
- (2) 企業の成長の「種」となる新製品・新サービス開発力の強化への支援を
 - ①成長分野での中小企業技術革新制度（SBIR）の拡充
 - ②研究開発・試作品開発から製品化まで一貫した支援の拡充
 - ③企業間連携・農商工連携等の事業化への支援の充実・強化
- (3) 優れた製品・サービスを売り込む販売力の強化で成長の後押しを
- (4) 企業の成長を支える人材確保・育成への支援を
 - ①若年者と中小企業をマッチングに資するキャリア教育・インターンシップ等の拡充
 - ②中小企業への円滑な人材移動に資する雇用・労働分野の規制緩和の推進
 - ③専門知識・技能を有するOB人材や優秀なグローバル人材の確保への支援の拡充
 - ④女性・高齢者の能力開発・職域拡大、地域での産業人材育成の取り組み強化
 - ⑤中小企業大学校等の経営支援人材の育成機能の強化

3. 中小企業の経営体力強化への支援を 5

- (1) 消費税引上げに伴う弊害の是正を
 - ①円滑な価格転嫁の実現に向けた万全な対策の実施

- ②中小企業経営への影響を最小限に止める対策の実施
- ③複数税率およびインボイスの導入には断固反対
- (2) 安全性確保と地元理解を得た上での原子力発電所の再稼働を
- (3) 資金調達の円滑化を
 - ①事業者ニーズに沿ったマル経融資制度の見直し・拡充を（業種分類の見直し、金利引下げ等）
 - ②セーフティネット保証の業種拡充措置の延長・セーフティネット貸付の拡充
 - ③「中小会計要領」の活用促進
- (4) 企業再生に万全な対策を
- (5) 企業の事業承継の円滑化を
 - ①M&A等事業引継ぎ支援に関する支援体制の強化
 - ②個人保証の履行を一定の契約違反の場合に限定
 - ③廃業円滑化のための個人保証に関するガイドラインの整備
 - ④「価値ある企業を残す」ための事業承継税制の拡充
- (6) 企業活動を減退させる公的負担の軽減を
- (7) 総合型厚生年金基金の解散、事業所の基金脱退時に係る救済措置の拡充を
- (8) IT診断、導入・活用等への専門家派遣など地域支援体制の強化を
- (9) 都道府県の経営改善普及事業予算の確保・増額を
- (10) 中小企業の仕事確保と公正な取引の実現を
 - ①中小企業の官公需受注機会の確保
 - ②下請法の厳格な運用と周知徹底

II. 東北地域をはじめとする被災地の震災復興のスピードアップと福島の再生を

- 1. 震災からの復興を加速させる力強い支援を 9
 - (1) 復興予算執行の迅速化及び継続的な財政支援措置を
 - (2) 土地のかさ上げの促進および災害廃棄物の広域処理推進を
 - (3) 次代を担う成長産業の立地促進策の拡充を
 - (4) 雇用関連施策の充実を図り、被災地からの人口流出に歯止めを
 - (5) 地域経済復興を支えるインフラの早期復旧および整備促進を
- 2. 被災地中小企業の早期再建に向けた支援の拡充を 10
 - (1) 事業再開が遅れている中小企業のために「グループ補助金」の拡充と継続を
 - (2) 復興に取り組む中小企業の資金需要へ万全の対策を
 - (3) 被災した中小企業の販路拡大支援の拡充を
 - (4) 地域支援機能の充実強化を
- 3. 福島の再生に向けて、あらゆる対策を 11
 - (1) 国および東京電力による原子力損害賠償の公正で着実な実施を

- (2) 徹底した放射線被害対策の実施を
- (3) 既存の電力インフラを活用したエネルギー産業の集積を
- (4) 雇用の担い手である企業へ思い切った立地支援策を

Ⅲ. 疲弊した地域の成長を日本再生のエンジンに

1. 賑わいのあるまちづくりの実現に向けた制度の見直しを 12

- (1) 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金は存続を
- (2) 改正まちづくり三法の早急な見直しと都市と農村を一体的にとらえた都市計画制度の構築を
- (3) エリアマネジメントを担う「まちづくり会社」等の組織の設立と運営に対する財政面および人材確保・育成面での支援の拡充を
- (4) 個店の競争力強化に加え集合体としての商店街の取り組み（空き店舗管理、共同配送、高齢者送迎等）への支援の拡充を

2. 地域資源の活用で地域経済の成長を 13

- (1) 地域資源の発掘から、試作品開発、商品化、販売まで一貫支援、プロジェクトを担う大学や研究機関等への財政・人材面の支援を
 - ①地域力活用新事業∞全国展開プロジェクトの拡充
 - ②JAPANブランド育成支援事業の拡充
 - ③産学官民の連携による地域産業の活性化に向けた取り組みの促進
 - ④地域の大学や研究機関等の知的資源を活かしたプロジェクトへの支援
- (2) 国によるインバウンド拡充に向けた取り組み強化を
 - ①MICE誘致等プロモーションの促進、的確な情報発信の強化等によるインバウンドの拡充
 - ②地域資源を活用し、まちづくりと一体となった観光振興の促進
- (3) 地域経済社会の基盤となる社会資本整備の促進を

以上

※税制については、「平成 25 年度税制改正に関する意見」を参照

平成25年度中小企業関係施策に関する意見・要望

－中小企業と地域の成長のために、「いま」取り組むべきこと－

平成24年7月19日
日本商工会議所

（経済の縮小に歯止めをかけ、将来の展望を描ける政策の実行を）

超円高、欧州金融不安や資源価格の高止まり等の海外要因に加え、国内においては、長期にわたるデフレ、進まぬ震災復興、高い法人税、電力不足、地域の疲弊等により、日本経済は縮小の一途を辿っている。企業や国民は将来の見通しが立たず、日本経済への自信と期待が揺らぎ、設備投資や消費を冷え込ませている。デフレからの脱却を図り、経済の縮小に歯止めをかけるとともに、少子高齢・人口減少社会を克服し、企業と国民が将来への明るい展望を描けるよう、経済の活力強化に軸足を置いた政策が強く求められている。

（中小企業を柱とした成長の実現を）

経済成長と国民生活の向上の担い手は企業である。特に、企業数の99.7%（420万社）、雇用の7割（2,800万人）を担う中小企業は、雇用の最大の受け皿であるとともに、投資や消費を通じて経済の下支えに多大な貢献をしている。日本の再生には、中小企業がその重要な役割を担い続けていかなければならない。そのために、中小企業を再生戦略の柱とした成長を実現していくことが不可欠である。

この10年間で企業は65万社が減少し、300万人もの雇用の場が消滅しており、加えて、技術やノウハウの伝承が途絶えることは、日本経済社会の大きな損失である。このため、新たな需要やマーケットを創出して、中小企業の仕事を増やすとともに、「価値ある企業を残す」ための円滑な事業承継の強力な後押しや、「企業を増やす」ための新規創業を促進する必要がある。

（中小企業の実態に即した施策の展開を）

中小企業の実態は、その事業規模や従業員数、経営指向、事業環境など様々であり、直面する経営課題も、複雑化・専門化が進んでいる。そのため、中小企業関連施策の策定にあたっては、こうした中小企業の実態を踏まえ、段階や指向に応じた支援策を講じる必要がある。

（疲弊した地域の成長を日本再生のエンジンに）

疲弊した地域を活性化させ、日本再生のエンジンとするためには、地域経済を支える中小企業の活力強化を図り、賑わいのあるまちづくりを実現するとともに、地域産業の競争力を高め、雇用創出・拡大を通じた地域経済の成長力を強化することが重要である。あわせて、地域経済社会の基盤となる社会資本整備を促進していくべきである。

以上の観点を踏まえ、日本商工会議所は、平成25年度中小企業関係施策に関して、下記事項の実現を強く要望する。東日本大震災からの復興・福島再生を強力に推し進め、中小企業の活力強化を再生戦略の柱に位置付けた施策の実現のため、中小企業関係予算の大幅な拡充とニーズの高い分野への重点的な配分を行われたい。また、その実施段階においては、国と地方がそれぞれ実施する諸施策が無駄なく相乗効果を上げるよう望む。

I. 中小企業の成長を支援する戦略的な施策の展開を

わが国が貿易・投資立国として成長していくためには、T P Pを含む経済連携協定などによって、投資・ビジネスの環境整備を図り、急速に市場を拡大させているアジアや新興諸国とともに成長していくことが不可欠である。特に、ものづくり産業のみならず、成長余力が大きく、迅速な海外展開が可能なサービス産業を含め、アジア・新興諸国市場への海外展開に対し、重点的な施策と支援体制が必要である。

また、中小企業の支援ニーズは成長段階に応じて異なる。起業から成長期、安定期、事業承継時等、それぞれの段階における指向や経営課題等を踏まえた支援策や環境整備が必要である。

1. 外需を取り込み成長するための海外展開支援の抜本的強化を

わが国には、きらりと光る技術力やサービスを持った中小企業や潜在的な成長力を秘めた強い中小企業が数多く存在する。これらは日本経済の成長の源泉であり、先般A S E A Nロードショーで来日した各国経済大臣からも、「技術に優れた中小企業はA S E A N諸国にはなく、日本の中小企業のA S E A N進出を熱望する」と高く評価され、中国や韓国からも同様の声が挙がっている。

成長するアジア・新興諸国市場への中小企業の輸出や海外展開を、知識、資金、人材、ノウハウなどの実務面から、強力に支援する必要がある。

(1) 中小企業の海外展開に係る相談・支援体制の強化を

中小企業の海外展開においては、個々の企業のニーズに応じた具体的かつ迅速な支援が求められるケースが増えている。そのため、専門的知見を有する個人に限られてきた公的機関のアドバイザーを法人にも広げ、あらゆるニーズに対応した相談・支援体制の強化を図るべきである。

(2) ODAを活用した中小企業の海外展開支援の推進を

環境、ヘルスケア（医療・福祉）、新エネルギー、コンテンツ（デジタル、出版、キャラクター）、小売、飲食等のサービス業などの産業は中小企業も多く、今後、国際的なビジネスとしての発展が期待される。こうした産業を新たな日本のエンジンとして成長させていくため、環境、医療、福祉等のODA分野で中小企業の優れた製品・技術を活用するなど、ODAを活用した中小企業の海外展開支援を推進されたい。

(3) 中小企業向け海外進出のためのF/S（事業の実行可能性調査）支援の拡充を

中小企業が海外進出のために十分なF/Sを実施することは、知識、資金、人材などの面から困難である。中小企業向け海外進出に係る予算を拡充する等、制度の改善を図られたい。

(4) 海外の見本市・展示会への出展に係る支援の拡充を

海外の見本市・展示会への出展は、商品・製品の輸送はもとより、海外への渡航費など多額の費用が必要となり、中小企業が海外の展示会等へ出展する際の負担となっている。そのため、助成対象となる展示会等の拡大および助成対象経費を拡大（輸送費、設営・撤去費、保険料、渡航費等）し、中小企業による海外の展示会等への出展促進を図りたい。

（５）進出先での資金調達・金融支援の充実を

中小企業が現地の金融機関から資金調達する場合、現地の金融制度による規制、金融機関の複雑な手続き、さまざまな保証料・保険料・手数料などにより、大企業に比べて資金調達コストが高くなるなどの問題がある。中小企業の海外子会社による現地での資金調達を多様化させるため、現在制度化されている国際協力銀行（J B I C）のツーステップローン等、政府系金融機関を活用した支援メニューの充実、さらに、日本貿易保険（N E X I）による中小企業支援策の充実が必要である。

（６）知的財産権等の保護・強化に向け「偽造品の取引防止に関する協定」（A C T A）の早期発効・参加促進を

海外における日本製品の模倣品や著作権を侵害した海賊版による被害が多発しており、中小企業の海外展開を躊躇させる一因となっている。そのため、偽造品の取引防止に関する協定（A C T A）の早期発効・参加促進等による知的財産権の保護強化が急務である。また、水際や市中における模倣品・海賊版対策の着実な実施を各国で行えるよう、知的財産権当局間の個別協議の推進が重要である。

２．企業の成長に応じた段階的な支援措置を

（１）起業の推進を

わが国は、長年にわたり廃業率が開業率を上回る状況が続き、事業所数、企業数ともに減少している。廃業率と開業率の逆転に向けて、起業準備段階のみならず、「死の谷」を乗り越えて事業が安定するまでの3～5年間、起業にかかるさまざまな課題解決を全国各地でサポートする施策が必要である。また、起業潜在力のある女性や青年層へスポットを当てた起業促進策や学校教育段階から起業マインドを醸成する取り組みも望まれる。

①起業支援体制の拡充

○起業家に対する支援体制の拡充（ワンストップ支援、起業家同士・起業経験者との交流促進、専門家・OB人材等による事業計画作成から事業展開サポートまで行うハンズオン支援制度の創設等）

②起業時の資金繰り改善に資する金融・税制等による支援の拡充

○起業段階における資本性の長期融資制度の創設
○経営支援機関の経営指導と一体となった長期かつ低利の融資・保証制度の創設
○起業後5年間の法人税免除・社会保険料の減免、欠損金繰越控除期間の無期限化等

（２）企業の成長の「種」となる新製品・新サービス開発力の強化への支援を

新興国の台頭や取引構造の変化など、国内外の事業環境が目まぐるしく変化する中、中小企業は、成長するための「種」となる付加価値の高い製品やサービスを生み出すべく、日々、新たな事業分野の開拓や研究開発を続けている。

国は、こうした中小企業の挑戦を強力に後押しするべく、成長分野への中小企業の参入促進、研究開発・試作品開発等に係る助成措置拡充、企業間連携・農商工連携等への支援の拡充を図る必要がある。

①成長分野での中小企業技術革新制度（SBIR）の拡充

中小企業の採択比率が約1／4に止まっているSBIR制度の現状を踏まえ、多段階選抜方式の導入促進を含む公募テーマの拡充等、成長分野への中小企業の参入を促進する措置を拡充する必要がある。また、今後成長が見込まれる分野（環境・エネルギー・新素材等）については、各省庁の特定補助金等の引き上げを行う等予算配分の重点化を図られたい。

②研究開発・試作品開発から製品化まで一貫した支援の拡充

ものづくり中小企業の競争力の維持・向上を図るためには、絶え間ない技術革新が不可欠である。研究開発から試作品開発に係る助成措置の拡充を図るとともに、製品化に向けた公設試験研究機関等で行う製品実証・評価に係る支援措置を創設されたい。また、研究開発から製品化・量産化を図る段階で直面する設備投資に係る金融支援策の抜本強化（公的金融機関の設備資金特例の拡充・延長）も必要である。

③企業間連携・農商工連携等の事業化への支援の充実・強化

中小企業は、企業単独では多種多様な市場ニーズを捉え、迅速に対応することが困難であることから、業種や地域を越えて、社外資源を活用した事業を展開することが重要である。企業間連携、農商工連携、産学官連携等の取り組みを促進し、そうした連携のもとで創出される製品・サービスに係る試作、実験、市場調査等への支援の充実・強化を図られたい。

（3）優れた製品・サービスを売り込む販売力の強化で成長の後押しを

中小企業は、優れた製品やサービスを有しながらも、専門人材の不足等から市場調査や販売戦略の立案、新規取引先の開拓等に課題を抱えている。こうした課題を抱える中小企業の新市場開拓・販路開拓活動を支援するため、テストマーケティングの企画立案や効果的な販売促進活動等に係る支援策の拡充が必要である。また、販売促進に係る専門家と中小企業とのマッチング支援の拡充や各種専門展示会等への出展に係る助成措置の創設等により、中小企業の販売力を強化されたい。

（4）企業の成長を支える人材確保・育成への支援を

①若年者と中小企業のマッチングに資するキャリア教育・インターンシップ等の拡充

若年者の雇用促進のため、大学等教育機関と中小企業を直接的につなぐ仕組みの構築が必要である。その仕組みの中で、キャリア教育やインターンシップの拡充などにより個々の企業の魅力を学生が体感できる機会を数多く設定し、学生や学校の個々の企業に対する意識・イメージを刷新することが重要である。

②中小企業への円滑な人材移動に資する雇用・労働分野の規制緩和の推進

採用意欲の高い中小企業への円滑な労働移動を促し、限られた人的資源の機動的な配置を図るため、有料職業紹介事業の規制緩和、労働条件変更や解雇の要件緩和などの雇用・労働分野の規制緩和を推進するべきである。

③専門知識・技能を有するOB人材や優秀なグローバル人材の確保への支援の拡充

豊富な経験やノウハウを持つOB人材は、経営戦略の見直しや新事業展開に即戦力人材を必要とする中小企業においてニーズが高いことから、新現役マッチング支援事業等中小企業とOB人材のマッチング支援の充実強化を図りたい。また、グローバル人材確保の一環として、優秀な実績を残した技能実習生の在留期間延長や外国人留学生の就職支援が必要である。

④女性・高齢者の能力開発・職域拡大、地域での産業人材育成の取り組み強化

潜在的な労働力の活用のため、女性や高齢者の能力開発や職域拡大を促す仕組みの強化を図りたい。また、人材育成については、地域において専門カリキュラム（経営能力・技術力・サービス力向上等）を設けたり、各種資格・検定制度の受験を後押しするなど、中小企業が継続的に中核人材を育成できるようにすることが求められる。

⑤中小企業大学校等の経営支援人材の育成機能の強化

中小企業が直面する多様な経営課題を乗り越えていくためには、高度な経営支援力を有する経営支援人材の支援が不可欠である。そのため、中小企業大学校等における経営支援人材の育成機能の拡充強化を図り、中小企業の成長を後押ししていく必要がある。

（４）中堅企業への支援、中小企業の定義の見直しを検討すべき

中堅企業は、地域経済の牽引役やサプライチェーンの要であるにもかかわらず、国の支援対象になっていないことから、中堅企業への支援策を検討すべきである。また、中小企業の定義については、その多様な実態を踏まえ、見直しを検討する必要がある。

3. 中小企業の経営体力強化への支援を

（１）消費税引上げに伴う弊害の是正を

消費税引上げは、中小企業経営に大きな影響を及ぼすため、十分な対策の実施が不可欠である。

①円滑な価格転嫁の実現に向けた万全な対策の実施

国は、「消費税は転嫁されるものである」ことを国民や事業者、特に取引上強い立場にある者に明確なメッセージとして発信することが不可欠である。円滑な価格転嫁を実現するための徹底的な広報（マスメディアでの消費者向け広報、ガイドライン策定と周知徹底）・相談・指導等、過去の全ての価格転嫁対策の実施をはじめ、あらゆる対策について、一過性ではなく、継続的に取り組むべきである。

②中小企業経営への影響を最小限に止める対策の実施

消費税引上げに伴う廃業・倒産、消費税の滞納の増加が懸念される中、消費税引上げで業績が悪化する中小企業への公的融資の拡充、税率引き上げに伴うソフトウェアや設備等の更新、店舗改装等へ助成措置、納付回数の任意選択や申告期間延長

等の納税環境の整備、延滞税の金利引下げ等の措置が必要である。

③複数税率およびインボイスの導入には断固反対

複数税率は、対象品目の仕訳や税額計算で事業者には煩雑な事務負担増を強いるため、導入すべきではない。高額所得者も恩恵を受けるために逆進性対策の効果が薄いなど、多くの問題が指摘されている。逆進性対策としては、社会保障と税の共通番号を早期に導入し、真に措置すべき者を特定し、きめ細かな給付支援で対応すべきである。また、中小・零細事業者に多大な事務負担を新たに課すインボイス制度は導入すべきでない。現状でも帳簿に加え請求書等の保存が義務付けられているため、課税の透明性は確保されている。

(2) 安全性確保と地元理解を得た上での原子力発電所の再稼働を

電力の安定供給の確保とコスト上昇の抑制のため、国においては、安全性が確認され、地元理解が得られた原子力発電所の再稼働を順次行うべきである。そのため、原子力発電の位置づけを明確化し、安全性強化について体系的かつ迅速な取り組みを進める必要がある。

また、電力不足問題が顕在化する中で、省エネ・節電は中小企業の経営改善の効果も大きく、CO₂排出削減にもつながることから、中小企業の省エネ・節電設備機器の導入や、中小企業が利用できる省エネ・節電診断への支援措置を拡充されたい。また、市民の一層の節電を促す観点から、市民が一定の節電を達成した場合に地域の商店等で利用できる商品券（節電地域振興商品券等）が付与される取り組みを後押しする必要がある。

(3) 資金調達の円滑化を

①事業者ニーズに沿ったマル経融資制度の見直し・拡充を（業種分類の見直し、金利引下げ等）

小規模事業者の経営改善を資金面で支えるマル経融資制度については、中小企業金融円滑化法の期限到来やリーマンショック以降に手当てされた緊急特例措置の段階的縮小が行われている中で、今後重要性を増すと考えられることから、事業者のニーズに一層対応した制度改善を図るべきである。業種分類の見直し（ソフトウェア業等）、金利引下げ、融資限度額・融資期間・据置期間にかかる特例措置の恒久化、設備資金に対する金利低減措置の延長を行われたい。

②セーフティネット保証の業種拡充措置の延長、セーフティネット貸付・危機対応貸付の拡充

中小企業金融円滑化法の最終期限を迎える中で、民間金融機関から中小企業者等への円滑な資金供給や条件変更期限到来時の継続が滞る懸念がある。このため、セーフティネット保証の業種拡充措置の延長および公的金融機関のセーフティネット貸付の拡充（金融環境変化資金に係る金利引下げ）、危機対応貸付の適用範囲の拡大（中小企業金融円滑化法終了に伴い影響を受ける企業が対象）を図られたい。なお、セーフティネット保証の業種拡充措置の終了時期は、中小企業金融円滑化法終了後の状況を精査したうえで判断すべきである。

③「中小会計要領」の活用促進

約 260 万の中小法人が「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」を通じて、経営力や資金調達力の向上を図ることができるよう、官民一体となって中小会計要領の普及・活用促進に向けた取り組みを行っていく必要がある。各種インセンティブの創設に対する予算措置も含め、十分な方策を講じられたい。

（４）企業再生に万全な対策を

30 万～40 万社が適用を受けているといわれている中小企業金融円滑化法の最終期限到来後、中小企業の資金繰りが悪化し、倒産・廃業の増加が懸念される。関係省庁は、支援機関と情報を共有しつつ、同一歩調で、中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ策定した「政策パッケージ」を効果的に実行し、以下の中小企業の経営改善・事業再生の促進策を講じられたい。

- ①再生支援の中核を担う中小企業再生支援協議会の体制強化（専門家およびデューデリジェンス関連予算の拡充）
- ②地方公共団体と連携した経営安定特別相談室の窓口相談体制の強化
- ③経営改善を図っている条件変更先に対して、弾力的な追加融資が適切に実行されるよう金融機関を強力に指導

（５）企業の事業承継の円滑化を

①M & A 等事業引継ぎ支援に関する支援体制の強化

経営者の高齢化に伴い、事業を円滑に後継者に承継することが、中小企業の経営課題になっていることから、専門家の増員等、「事業引継ぎ支援センター」の相談体制の強化が必要である。

②個人保証の履行を一定の契約違反の場合に限定

個人保証が障害となり親族外承継が進まないとの声があることから、個人保証の履行を一定の契約違反の場合に限定する手法（注）について、金融検査マニュアル等で、単なる手法の例示ではなく、活用すべきケースを明示し、積極的な推進を図るべき旨規定する等、強力に推進していくことが重要である。

（注）非財務コベナント（誓約事項）の違反があった場合のみ個人保証の効力を発生させることを内容とする保証契約

③廃業円滑化のための個人保証に関するガイドラインの整備

個人保証については、廃業時、厳しい保証履行の追及を受けることから、経営者は既存事業の幕引きや新事業への再起ができないとの指摘がある。廃業の円滑化により、新陳代謝を促すことも必要であり、個人保証については、資産、収入等を配慮した保証履行の範囲や弁護士等の第三者が表明した保証人財産を保証免除の際の基準にするなどの内容を含むガイドラインの整備が求められる。

④「価値ある企業を残す」ための事業承継税制の拡充

円滑な事業承継が進まず、廃業等を検討する中小企業は少なくない。継続事業体（ゴーイングコンサーン）として存在している中小企業が、世代を超えて雇用を確保し、高度な技術等を次世代につないでいくことは、経済成長の実現のために必要

不可欠である。「価値ある企業を残す」円滑な事業承継の実現のため、以下の措置を講じるべきである。

○納税猶予制度の要件緩和

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度を使い勝手の良い制度とするため、納税猶予打ち切り基準（5年間の雇用8割維持）の緩和や、農地の納税猶予制度との制度上の差異の是正等に取り組むとともに、親族外承継も対象として認めるべきである。

○相続税の課税強化は慎重な検討が必要

新たな相続税の課税強化（基礎控除の引下げ、最高税率引上げ等）は、雇用維持に大きな役割を担っている中小企業の円滑な事業承継に悪影響を及ぼす。競争相手国であるアジア諸国等が相続税を廃止する中、相続税の課税強化は国際的な流れに逆行するものであり、慎重に検討すべきである。

（6）企業活動を減退させる公的負担の軽減を

超高齢化の進展と厳しい内外の経済環境下にあつて、事業主の負担に大きく依存した社会保険料体系の維持は限界に来ている。「税と保険料、自己負担」、「給付と負担」のバランスを見直し、より踏み込んだ給付の重点化・効率化を図ることで、保険料負担の増大を抑制すべきである。また、中小企業を主な加入者とする協会けんぽへの国庫補助率を16.4%から法律本則上限の20%まで引き上げ、高齢者医療への支援金・納付金の負担増に伴う更なる保険料率の上昇を抑制すべきである。

（7）総合型厚生年金基金の解散、事業所の基金脱退時に係る救済措置の拡大を

中小企業が母体の総合型厚生年金基金の代行割れ問題について、財政健全化の見込みが立たない場合は解散することになるが、代行部分の積立不足や倒産事業所から引き継いだ連帯債務の負担が過大であることなどから、解散に踏み切れないままさらに財政状況が悪化し、事態が深刻化している基金もある。

このため、代行割れ部分の分割納付ができる特例解散制度において、分割納付期間の延長や無利息化のほか、連帯債務のあり方を見直し、解散時に各事業所の債務が確定できるようにすることを検討すべきである。

また、企業が単独で基金を脱退する際においても、代行部分の不足金の拠出について可能な限り長期の分割納付かつ無利息化が可能となるよう、国庫による貸付等の救済手段を検討すべきである。

（8）IT診断、導入・活用等への専門家派遣など地域支援体制の強化を

ITの利活用による生産性向上、競争力強化に向けて、企業ごとの個別ニーズに対応したきめ細かな支援が求められる。とりわけ、資金や人材面で制約が大きい小規模企業のIT導入・活用を促進するためには、IT診断、導入・活用等の相談にワンストップで応じる窓口の設置や専門家の派遣など、地域における支援体制の整備・強化が必要である。

(9) 都道府県の経営改善普及事業予算の確保・増額を

国内経済の縮小等により小規模企業を巡る経済環境は厳しさが増す中で、小規模企業の経営課題は複雑化・専門化が進み、より一層きめ細かな支援が求められている。しかし、多くの地方自治体では、経営改善普及事業に係る予算は縮減傾向にあり、いくつかの府県では大幅な削減が行われている。

小規模企業の事業継続や経営力の向上を図るとともに、地域経済のセーフティネット的機能をも果たしている経営改善普及事業の意義、経営指導員が果たすべき役割、そして事業者からの期待は、一段と大きくなっている。

ついては、国は、商工会議所の取り組む経営改善普及事業の予算が安定的に確保されるよう、都道府県への指導をお願いしたい。

(10) 中小企業の仕事確保と公正な取引の実現を

① 中小企業の官公需受注機会の確保

中小企業にとって最大の経営課題は仕事量の確保である。国は「中小企業者に関する国等の契約の方針」の策定など、中小企業の官公需受注に努めておられるところであるが、引き続き、十分な事業枠の確保とその確実な達成を期されたい。

また、「競り下げ方式」(リバースオークション)の試行が行われているが、中小企業に与える影響等を慎重に精査するとともに、公共調達が多様化を行う場合には、中小企業者の事業環境に悪影響が生じることのないよう配慮すべきである。

② 下請法の厳格な運用と周知徹底

産業活動が円滑に行われるためには、適正な取引が確保される仕組みが必要である。特に、下請取引適正化の実効性を上げるため、立入検査を含む「下請法」の一層厳格な運用が必要である。

また、下請ガイドラインについて一層の周知徹底を図るとともに、実効ある活用と定期的な効果の検証を行うべきである。

II. 東北地域をはじめとする被災地の震災復興のスピードアップと福島の再生を

東日本大震災から1年以上が経過し、被災地では懸命な復旧・復興の取り組みが続けられているものの、依然として被災地の復興は大幅な遅れが指摘されている。福島の再生はもとより、東北地域をはじめとする進まぬ被災地の震災復興に対してこれまでの対策を検証し、抜本的な対策とスピードアップを図り、被災地の一日も早い復旧・復興に万全の対策を講じるべきである。また、日本各地で大規模震災の発生が懸念されていることから、東日本大震災等におけるサプライチェーン断絶等の経験を踏まえ、緊急時におけるBCP(事業継続計画)の策定を促進することが重要である。

1. 震災からの復興を加速させる力強い支援を

(1) 復興予算執行の迅速化および継続的な財政支援措置を

国は、地方自治体の復興事業が計画通り進捗するように、地方自治体の人員体制の拡充、「復興交付金制度」の柔軟な運用、各種手続きの簡素化を図り、震災関連予算の執

行を迅速化するとともに、今後の復興事業が滞ることがないように平成25年以降も十分な財政措置を継続されたい。

(2) 土地のかさ上げの促進および災害廃棄物の広域処理推進を

遅れている土地のかさ上げを促進するため、国は、地方自治体への土地利用計画の策定に携わる専門家等の派遣を増員するとともに、地方自治体の土地利用計画の策定状況に応じた弾力的な制度運用や継続的な財政確保を図るべきである。

また、災害廃棄物の早期処理を推進するため、国は、受け入れを検討している地方自治体および当該地域の住民に対し、安全性の科学的根拠や処理プロセスの適切性等について直接かつ丁寧に説明し、理解を求めるべきである。

(3) 次代を担う成長産業の立地促進策の拡充を

被災地の産業の早期復興に向け、復興特区法や福島再生特別法により、企業立地促進策が緒に就いたところであるが、単なる国内でのパイの付け替えにとどまることのないよう、再生可能エネルギー、環境、医療等、日本の次代を担う新たな産業の集積を促進することが重要である。復興特区における企業立地促進を推進するため、一層の規制緩和、税制優遇措置等を図る必要がある。

(4) 雇用関連施策の充実を図り、被災地からの人口流出に歯止めを

被災地からの人口流出に歯止めをかけ、地域がこれ以上疲弊することがないように、雇用関連施策のさらなる充実を図る必要がある。一日も早い企業の再建や企業立地促進策を進めるとともに、地域の復興計画による新たな産業集積を視野に入れた職業訓練や一時的な地域外での就業による職業能力開発支援などの思い切った措置を講じるべきである。

(5) 地域経済復興を支えるインフラの早期復旧および整備促進を

国は、事業者や関係自治体と連携して道路・鉄道等の未復旧区間の供用再開を急ぐとともに、被災地の今後の産業および観光の復興ならびに防災の観点から、被災地の南北と東西を結ぶ高規格幹線道路等インフラの整備、LCC（格安航空会社）導入等による空港路線拡大等について、短期的、集中的に進められたい。各地港湾も、物流や水産業の拠点であり、防災設備の整備を進めるとともに、早期の本格復旧が望まれる。

また、土曜日・日曜日・祝日の東北地域内の高速道路料金に上限を設ける等、観光復興のための高速道路料金の低廉化を実施されたい。

2. 被災地中小企業の早期再建に向けた支援の拡充を

(1) 事業再開が遅れている中小企業のために「グループ補助金」の拡充と継続を

被災地の経済再生や雇用確保などに大きな役割を果たしている「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」については、これまで5次にわたる募集が行われているものの、今なお補助を受けられない事業者や、採択事業者であっても土地のかさ上げ等に関する地方自治体の方針が未定であるために未着工のケースもある。予算の大幅な拡充と

継続的な支援を講じるとともに、グループ要件の緩和など運用の改善を図られたい。

(2) 被災した中小企業の販路拡大支援の拡充を

被災した中小企業が震災の影響で失った販路の拡大を図るべく、首都圏や大都市等で行われる見本市や展示会および被災地にバイヤーを招いて開催する商談会など、マッチングの機会拡大を図るとともに、中小企業の海外における販路拡大支援の一層の拡充を図られたい。

(3) 復興に取り組む中小企業の資金需要へ万全の対策を

今後、復興に向けた取り組みが進むにつれて、資金需要の増加が見込まれることから、東日本大震災復興特別貸付やマル経融資震災対応特枠等、復興関連資金繰り支援策について、来年度も継続されたい。

また、二重債務問題への支援策として、産業復興相談センターによる相談受けや、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構による債権買取りが行われている。復興の進捗に伴い寄せられる幅広い相談に対し、迅速かつきめ細かい対応を図ることが重要である。

(4) 地域支援機能の充実強化を

被災地の中小企業が再建を図る上で必要な商工会議所等が行う経営相談・指導体制の強化を図られたい。一刻も早い地域経済の復興に向けて、中核的な役割を果たす商工会議所等の機能強化につながる国および地方自治体による特段の支援を求める。

3. 福島の再生に向けて、あらゆる対策を

(1) 国および東京電力による原子力損害賠償の公正で着実な実施を

損害賠償については、周知体制の不備や手続きの煩雑さ、審査・支払いの遅れ等様々な不満が依然として多い。加えて、基準自体が不明確で公平な扱いがされていないのではないかと疑念が生じている。国および東京電力は確実、迅速な損害賠償の実施に責任を持って取り組むべきである。

(2) 徹底した放射線被害対策の実施を

国は除染や食品の検査、住民の健康管理、国民の信頼回復などの放射線被害対策について、科学的な根拠に基づき、かつ地域の実情を踏まえて、体系的、迅速な取り組みを進めるべきである。

- ① 避難した住民の早期帰還、コミュニティ再生に向けた除染の早期実施
- ② 汚染土壌の仮置き場、中間貯蔵施設問題の早急な解決
- ③ 若年層を中心とする住民の健康管理の早急な実施
- ④ 科学的根拠に基づいた食品検査の実施
- ⑤ 科学的根拠に基づいた信頼性の高い客観的基準の整備と住民目線の分かりやすい説明
- ⑥ 風評被害を払拭するための国による積極的な説明

- ⑦放射線医療や放射線測定および土壌汚染等に関する国際機関の誘致
- ⑧除染について、民間事業者が容易に参入しやすい環境の整備

(3) 既存の電力インフラを活用したエネルギー産業の集積を

継続的な雇用の場の確保や、地域産業の活性化を図るため、送配電網など既存の電力インフラを活用できるエネルギー産業を振興すべきである。そのため、再生可能エネルギー集積・研究拠点の整備、IGCC（石炭ガス化複合発電）、LNG発電所など環境負荷の少ない高効率火力発電の検討など幅広く支援すべきである。

(4) 雇用の担い手である企業へ思い切った立地支援策を

福島の再生を図るためには、雇用の受け皿である企業が地元に残り、がんばろうと思えるように、思い切った支援措置の拡充強化が必要である。

- ①「ふくしま産業復興企業立地補助金」など助成措置の拡充強化
- ②安価な電気料金の設定や新たな税制減免措置など思い切った支援策の創設

Ⅲ. 疲弊した地域の成長を日本再生のエンジンに

疲弊した地域を再び活性化させ、日本再生へのエンジンとするためには、地域構造の抜本的な見直しが必要である。そのためにも、人口減少下でも持続可能な都市経営と環境負荷軽減に寄与するコンパクトシティの形成を促進するとともに、産学官民の連携を強化し、地域産業の創造と育成を図らなければならない。

また、国民生活や企業活動にとって真に必要なインフラ整備への投資を前倒しで積極的に実施する必要がある。

1. 賑わいのあるまちづくりの実現に向けた制度の見直しを

(1) 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金は存続を

本支援事業は、地方都市が疲弊する中で、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を目指し、「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」を実現すべく、国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づく事業について、重点的に支援する重要な施策である。まちづくり三法の趣旨に沿った事業のあり方を検討したうえで、本支援事業の存続を強く望む。

(2) 改正まちづくり三法の早急な見直しと都市と農村を一体的にとらえた都市計画制度の構築を

平成18年の改正まちづくり三法の施行から5年が経過したが、依然として、郊外の幹線道路型の出店は大幅に増加し、商店街の空き店舗も増加傾向にあることから、大型店の郊外立地規制と中心市街地活性化は十分に機能していない状況にある。このため、改正まちづくり三法の見直しを早急に行い、都市と農村を一体的にとらえた都市計画制度の構築を図るべきである。

(3) エリアマネジメントを担う「まちづくり会社」等の組織の設立と運営に対する財政面および人材確保・育成面での支援の拡充を

中心市街地活性化に取り組み、まちづくりを推進する実施主体であるまちづくり会社等が担う事業は、公共的要素が強いことから必ずしも収益性高くない事業も多い。組織基盤の確立や事業の拡充に向けた取り組みに対し、財政面および人材の確保・育成面での支援を拡充すべきである。

(4) 個店の競争力強化に加え集合体としての商店街の取り組み（空き店舗管理、共同配送、高齢者送迎等）への支援の拡充を

商店街の空き店舗率は年々増加傾向であり、今後も増加する懸念が生じている。中心市街地商店街の活性化に向け、テナントミックスをはじめとした空き店舗対策への支援策を拡充されたい。また、高齢化や中心商店街の衰退に伴い、生活用品の購入が困難な買い物弱者が増加している。特に地方においては顕著であり、共同配送や高齢者送迎をはじめとした対応策への支援を講じられたい。

商店街が、こうした公共的な役割を継続的に担っていくためには、商店街の法人化が不可欠であることから、商店街法人化を促進するための支援措置（事務局の経費助成等）が必要である。

2. 地域資源の活用で地域経済の成長を

(1) 地域資源の発掘から、試作品開発、商品化、販売まで一貫支援、プロジェクトを担う大学や研究機関等への財政・人材面の支援を

①地域力活用新事業∞全国展開プロジェクトの拡充

より効果的に地域資源のブランド化を促進する観点から、これまでの試作品段階までの支援にとどまらず、一般の消費者に向けた商品化・広報・販売までを支援対象に拡充する必要がある。その際、共同ネット販売システムの構築など全国のプロジェクトを束ね包括的に支援する仕組みを検討すべきである。

②JAPANブランド育成支援事業の拡充

各地のプロジェクトのブランド確立への取り組みを支援するため、海外の有力展示会等に各地のプロジェクトが出展できる「JAPANブランド」ブースを設置する等の支援策を拡充されたい。

③産学官民の連携による地域産業の活性化に向けた取り組みの促進

農林漁業の再生・6次産業化や、まちづくりと一体となった観光や商業の振興等には、産学官民連携を推進するコーディネーターの育成・確保が不可欠であり、産学官民連携を担う団体や企業等に対するコーディネーターの育成・確保に係る財政的な支援を講じられたい。

④地域の大学や研究機関等の知的資源を活かしたプロジェクトへの支援

地域の大学、研究機関等の知的資源と企業等との共同プロジェクトを推進し、地域の新事業・新産業の創出と地域経済の活性化を図るため、大学と民間企業との共同研究への財政面、人材面での支援の拡大や、市民の小口資金をコミュニティビジネス等へ供給する仕組み（少人数少額私募制度等）の構築を検討する必要がある。

(2) 国によるインバウンド拡充に向けた取り組み強化を

① MICE誘致等プロモーションの促進、的確な情報発信の強化等によるインバウンドの拡充

東日本大震災による風評被害により、東北地方を中心に訪日外国人数は震災前の水準まで回復しておらず、依然厳しい状況が続いている。地域産業の柱である観光産業の再生およびインバウンドの拡充に向けて、以下の取り組みを早急に講じる必要がある。

- MICE推進のための海外メディアや旅行エージェント等の誘致。またMICEの開催に合わせた美術館等における優遇入場料の設定、未公開施設等の公開といった取り組みの促進
- 官民あがての中国、韓国からの誘客を想定したゴールデンルート(東京ー大阪間)に代わる新たなルートの開拓
- 諸外国との姉妹都市を活用した外客誘致事業の強化
- CIQ手続き(税関、出入国管理、検疫)、特に大型クルーズ船に係る手続きの簡素・迅速化
- 国による的確かつ信頼性の高い安全情報等の発信強化による早急な風評被害の払拭

② 地域資源を活用し、まちづくりと一体となった観光振興の促進

「観光立国」の実現に向け、産学官民が連携し、地域資源を有効に活用しつつ、まちづくりと一体となった観光振興事業を推進することが重要である。地域に根づく伝統や文化をはじめ、有形無形の資源を活用した観光振興によって地域を元気にし、観光立“地域“ひいては観光立国につなげる。

- 地域同士が連携した観光振興事業の大都市圏等でのPR活動への支援。特に「東北観光博」の継続実施や他の地域ブロックでの同様の取り組みの推進
- 「東北六魂祭」に代表される伝統文化・祭りなどの地域固有の資源を活用したイベントによる交流人口創出事業に対する支援
- 文化財に対する「保護」から「活用」への発想の転換による規制の見直し
- コンサルタント等専門家の派遣制度の創設・拡充
- 初等中等教育における観光教育の導入・拡充

(3) 地域経済社会の基盤となる社会資本整備の促進を

地域経済の活性化に加え、防災・医療など生活の安全、安心を実現し、国内外の環境変化に対応した地域社会を作るには、その基盤となる社会資本の整備を急がなくてはならない。

- ① 高速道路等のミッシングリンクの解消と低廉、簡素、安定的な料金制度の確立
- ② 新幹線、港湾、情報インフラといった社会資本やネットワークの拡充強化
- ③ 老朽化している道路、橋、港湾施設等の更新

以上